

## 認証基準チェックリスト（記入例）

○自社の取組や利用実績をチェックリストで確認し、認証基準点（130点）に達した場合、申請により認証されます。

○その他の要件として、以下を満たす必要があります。

- ・ワーク・ライフ・バランス宣言企業に登録されていること。
- ・「仕事と出産・子育てを両立できる法以上の取組」及び「仕事と介護を両立できる法以上の取組」の双方を実施していること。
- ・育児休業、または、介護休業を取得した実績があること。（復職從事中）
- ・最新の法令に準拠した就業規則等を整備し、所轄労働基準監督署へ届出済であること。

企業・事業所名	京都WLB商事 株式会社	宣言登録番号	S-9999
認証基準 1	取組内容	備考（取組内容・規定条項・根拠資料等）	
<b>(1) 仕事と出産・子育てを両立できる取組</b>			
<input type="checkbox"/> 妊婦検診のための特別休暇制度			
<input type="checkbox"/> 産前・産後休暇、育児休業中の代替要員の確保		育児・介護規定	第〇〇条第◆項
<input type="checkbox"/> 産前・産後休暇中の給与支給			
<input type="checkbox"/> 産前・産後休暇、育児休業中のコミュニケーション（社内報の送付やメール交換等）			
<input type="checkbox"/> 育児休業取得促進のための雇用環境整備を2つ以上整備している（複数の措置）※1			
<input type="checkbox"/> 育児期（3歳～小学校就学前）の柔軟な働き方を実現するための措置を3つ以上整備している※2			
<input type="checkbox"/> 育休復帰支援プランを作成し実施している ※3			
<b>法を上回る育児休業制度</b>			
<input type="checkbox"/> 2歳以上の休業期間		育児・介護規定	第〇〇条第◆項（3歳まで）
<input type="checkbox"/> 賞与査定、定期昇給、退職金算定時に通常勤務したものとみなす			
<b>法を上回る育児短時間勤務制度</b>			
<input type="checkbox"/> 小学校就学以後の子を持つ社員にも適用			
<input type="checkbox"/> 賞与査定、定期昇給、退職金算定時に通常勤務したものとみなす			
<b>法を上回る子の看護等休暇制度</b>			
<input type="checkbox"/> 有給の看護等休暇制度（年次有給休暇とは別）			
<input type="checkbox"/> 小学校4年生以上の子どもにも適用範囲拡大		育児・介護規定	第〇〇条第◆項（小学校卒業まで）
<input type="checkbox"/> 一子5日/年、二子10日/年を超えた付与日数			
<input type="checkbox"/> 賞与査定、定期昇給、退職金算定時に通常勤務したものとみなす			
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の発生条件に出勤したものと取り扱う			
<input type="checkbox"/> 出産、育児で退職した者を対象とする再雇用制度			
<input type="checkbox"/> 育児のための費用助成や保育料の補助			
<input type="checkbox"/> 配偶者出産休暇制度（有給/無給）			
<input type="checkbox"/> 学校行事(授業参観・運動会・学習発表会等) 参加のための特別休暇制度			
<input type="checkbox"/> 所定外労働の制限（残業免除）を小学生以上に適用範囲拡大			
<b>ひとり親家庭に配慮した取組</b>			
<input type="checkbox"/> 優先雇用制度			
<input type="checkbox"/> ひとり親手当の支給など、子育て支援のための補助			
<b>(2) 仕事と介護を両立できる取組</b>			
<input type="checkbox"/> 在宅講習、職場復帰直後講習などの研修プログラム		育児・介護規定	研修プログラム実施要項（写し）
<input type="checkbox"/> 介護休業中の代替要員の確保			
<input type="checkbox"/> 介護休業中のコミュニケーション（社内報の送付やメール交換等）			
<input type="checkbox"/> 仕事と介護の両立支援プランを作成し実施している ※2			
<input type="checkbox"/> 介護離職防止のための雇用環境整備を2つ以上整備している（複数の措置）※4			
<b>法を上回る介護休業制度</b>			
<input type="checkbox"/> 休業期間の拡大（分割回数3回、通算93日を超える期間）			
<input type="checkbox"/> 法を上回る介護対象家族にも適用		育児・介護規定	第〇〇条第◆項
<input type="checkbox"/> 賞与査定、定期昇給、退職金算定時に通常勤務したものとみなす			
<b>法を上回る介護短時間勤務制度</b>			
<input type="checkbox"/> 短時間勤務処置の拡大（利用開始から3年の間で2回を超える利用）			
<input type="checkbox"/> 法を上回る介護対象家族にも適用			
<input type="checkbox"/> 賞与査定、定期昇給、退職金算定時に通常勤務したものとみなす			
<b>法を上回る介護休暇制度</b>			
<input type="checkbox"/> 有給の介護休暇制度（年次有給休暇とは別）			
<input type="checkbox"/> 一人5日/年、二人10日/年を超えた付与日数			
<input type="checkbox"/> 賞与査定、定期昇給、退職金算定時に通常勤務したものとみなす			
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の発生条件に出勤したものと取り扱う			
<input type="checkbox"/> 介護で退職した者を対象とする再雇用制度			

<b>介護のための費用の助成等</b>				
<input type="checkbox"/>	社員が負担する介護費用の助成			
<input type="checkbox"/>	介護休業中、社員が負担する社会保険料の補助			
<b>(3) 健康で豊かな時間の確保や多様な働き方ができる取組</b>				
<input type="checkbox"/>	ノー残業デーの実施など所定外労働時間削減の取組			
<b>年次有給休暇の計画付与など取得促進の取組・法を上回る制度</b>				
<input type="checkbox"/>	法を上回る付与日数			
<input checked="" type="checkbox"/>	法定の年次有給休暇発生日前に付与（前倒し付与）	就業規則	第〇条第〇項（採用時から付与）	
<input checked="" type="checkbox"/>	半日・時間単位の取得可能	就業規則	第〇条第〇項（時間単位）	
<input type="checkbox"/>	失効した年次有給休暇の日数を積立休暇として取得可能			
<input type="checkbox"/>	年次有給休暇の時効延長制度			
<input type="checkbox"/>	リフレッシュ、ボランティア、アニバーサリー、パースデー休暇などの休暇制度			
<b>育児・介護以外の理由で利用できる柔軟な働き方が可能となる制度</b>				
<input type="checkbox"/>	資格取得などに利用できる短時間勤務制度			
<input type="checkbox"/>	フレックスタイム制度			
<input checked="" type="checkbox"/>	在宅勤務制度	その他	在宅勤務規定	
<input type="checkbox"/>	短時間正社員制度の導入			
<input type="checkbox"/>	自己啓発や地域活動参加等を行うための配慮措置(費用助成/会場提供/時間確保)			
<input type="checkbox"/>	メンタルヘルスクエアに関する相談窓口の設置・外部団体との連携措置			
<input type="checkbox"/>	残業時間削減の目標設定			
<b>(4) (1)～(3)による制度等を利用しやすくするための環境づくり</b>				
<input checked="" type="checkbox"/>	社内LAN等による制度の周知	その他	社内システムPC画面コピー	
<input type="checkbox"/>	社員向けマニュアルの作成・配布（マタニティスケジュール/両立支援ガイドブック等）			
<input type="checkbox"/>	社員向け研修の実施（育児・介護に関する※1、※4の研修を除く）			
<input type="checkbox"/>	相談窓口の設置（育児・介護に関する※1、※4の相談窓口を除く）			
<input type="checkbox"/>	職業家庭両立推進者の選任			
<input type="checkbox"/>	育児、介護、自己啓発、地域活動参加者等の体験談を社内報等で紹介			
<b>(5) 男性の育児参加促進の取組による加点（1項目）</b>				
<b>(1) 及び (3)、(4) の取組のうち、男性の育児参加促進につながるもの</b>				
<input checked="" type="checkbox"/>	男性の育児休業取得目標値の設定（100人以下の企業）	その他	目標値周知・案内書類（写し）	
<input type="checkbox"/>	パパ・ママ育休プラス制度を利用した従業員がいる			
<input type="checkbox"/>	その他（ ）			
<b>(6) 自社独自の取組（2項目まで）</b>				
<b>その他、法基準を超える取組、かつ制度化され運用実績がある取組</b>				
<input checked="" type="checkbox"/>	その他（ 私傷病休職制度 ）	就業規則	第〇条第〇項	
<input type="checkbox"/>	その他（ ）			
<b>(7) 正社員以外への適用拡大の取組による加点（1項目）</b>				
<b>(1)～(3)の制度を正社員以外の社員に適用拡大した場合</b>				
<input type="checkbox"/>	( )			
<input type="checkbox"/>	( )			
認証基準 2 実績	実績内容（内容）	利用者氏名・性別	利用期間・転換日	確認書類
<b>(1) 育児休業の取得者が出た場合（復職従事中）</b> <条件> 育児休業取得期間 1人目の場合 5日以上 2人目の場合 10日以上 3人目の場合 14日以上 ※取得者2人目からは、育児短時間勤務制度利用者も対象	育児休業1人目	京 はなこ 女性	R6.4.30 ~ R7.4.25	給付通知書タイムカード
	育児休業2人目	都 たろう 男性	R6.5.7 ~ R6.5.31	給付通知書タイムカード
				~
<b>介護休業（5日以上）の取得者が出た場合</b> ※取得者2人目からは、介護短時間勤務制度利用者も対象				~
				~
				~
<b>(2) 短時間・有期雇用労働者から正規雇用労働者とする実績（法以上）が出た場合</b> ※労働契約期間通算5年未満 ※3人まで				
<b>(3) (1) の実績を有する小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項の規定による）</b>				

認証基準 3 加算項目	実施内容	確認書類
<b>(1) 認証等を受けている場合</b>		
<input type="checkbox"/>	一般事業主行動計画の策定、届出を行った場合（次世代法対応）（100人以下の企業）	一般事業主行動計画策定・変更届（受付印あり）
<input type="checkbox"/>	一般事業主行動計画の策定、届出を行った場合（女活法対応）（100人以下の企業）	一般事業主行動計画策定・変更届（受付印あり）
<input type="checkbox"/>	くるみん認定	
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定	
<input type="checkbox"/>	ユースエール認定	
<b>(2) いずれかの事業に登録をしている場合</b>		
<input type="checkbox"/>	きょうと子育て応援パスポート	
<input type="checkbox"/>	京都で働く人の応援団	
<input type="checkbox"/>	子育て環境日本一に向けた職場環境づくり行動宣言	職場環境宣言登録画面コピー
認証基準 4 加算項目	実施内容	確認書類
<b>(1) 京都府が実施する男女共同参画に資する事業</b>		
<input type="checkbox"/>	京都ウィメンズベースで実施している事業（働きやすい職場環境づくり支援事業等）への参加	参加実績が確認できる資料
<input type="checkbox"/>	府内の男女共同参画に関する取組への協力実績（DV防止啓発カードの配架等）	
<b>(2) 多様なキャリアコース</b>		
<b>直近の3事業年度のうち、以下について実績を有すること</b>		
<input type="checkbox"/>	女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換（1人分） （管理職以外、事務職→営業職、製造現場等）	
<input type="checkbox"/>	過去に在籍した女性の正社員としての再雇用（1人分）	
<input type="checkbox"/>	概ね30歳以上の女性の正社員としての採用（過去在籍者と重複しない1人分）	

※1 育児休業取得促進のための雇用環境整備（1つは義務）

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

※2 育児期（3歳から小学校就学前）の子を養育する労働者に関して柔軟な働き方を実現するための措置（2つは義務）

- ① 始業時刻等の変更
- ② 在宅勤務等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の運営その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配および費用負担など）
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/月）
- ⑤ 短時間勤務制度

※3 育休復帰支援プラン、仕事と介護の両立支援プラン

業務の整理・実態把握・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供などを

※4 介護離職防止のための雇用環境整備（1つは義務）

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口の設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知